

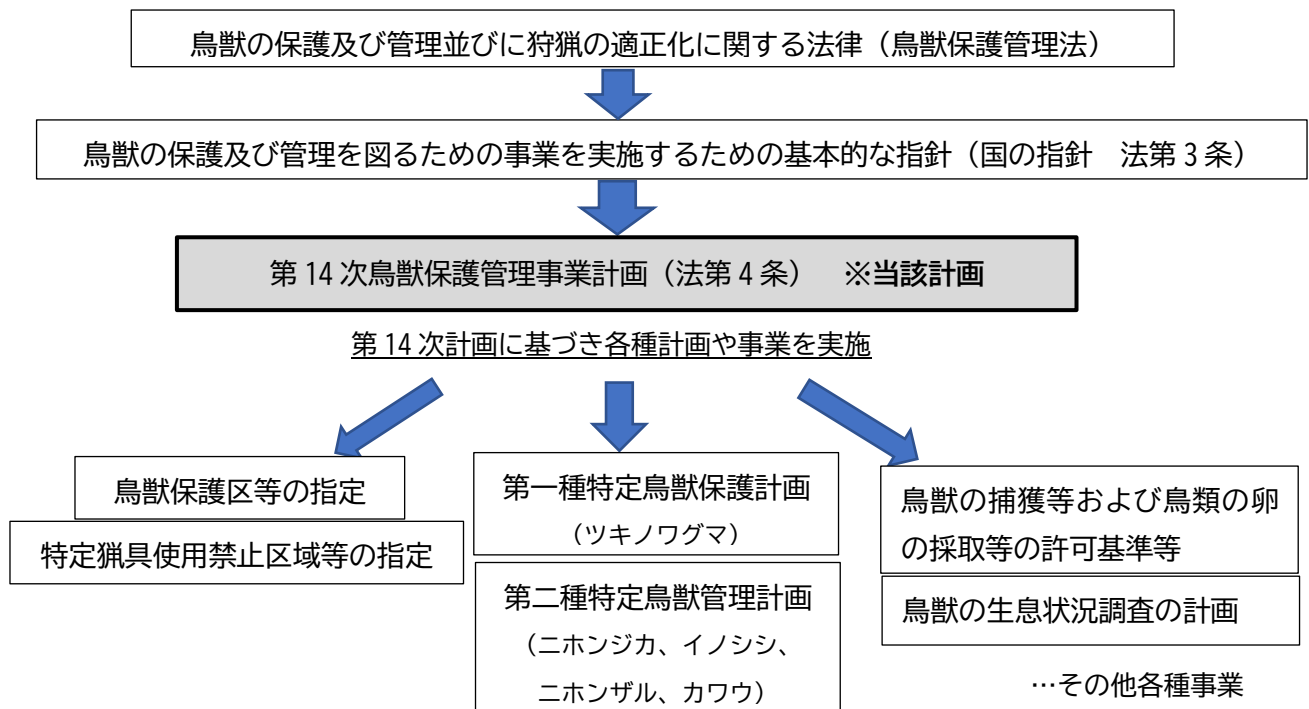
## 第 14 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

## 1 計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条に基づき、都道府県知事が各地域の状況に応じ、環境大臣の定める基本指針に即した鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画を定めるものとされている。

都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされている。

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間が、令和 9 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、5 年間の次期計画（第 14 次鳥獣保護管理事業計画）を策定する。



## 2 今後の予定

| 時 期         | 概 要                         |
|-------------|-----------------------------|
| 令和 8 年 6 月  | 環境審議会へ諮問                    |
| 令和 8 年 7 月  | 意見照会（素案検討 市町、事務所、関係団体等）     |
| 令和 8 年 9 月  | 環境審議会自然環境部会審議（素案について）       |
| 令和 8 年 10 月 | 環境・農水常任委員会報告（素案について）        |
| 令和 8 年 11 月 | 環境審議会自然環境部会審議（答申案について）      |
| 令和 8 年 11 月 | 環境審議会から答申                   |
| 令和 8 年 12 月 | 環境・農水常任委員会報告（計画案について）       |
| 令和 8 年 12 月 | 県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会 |
| 令和 9 年 2 月  | 環境・農水常任委員会報告（県民政策コメント実施結果）  |
| 令和 9 年 3 月  | 計画の策定・公表                    |

【参考】第 14 次計画策定に向けた国指針の変更予定項目

- (1) 鳥獣の管理の強化
  - ・危険鳥獣の管理に関する事項
  - ・半減目標に関する事項
- (2) 鳥獣の保護の推進
  - ・鳥類における鉛汚染対策に関する事項
  - ・くくりわな、箱わな、トラバサミ等による錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適性化
  - ・狩猟鳥獣の選定の考え方の見直しの必要性
- (3) 人材確保
  - ・中・長期的な捕獲等の担い手の確保のための仕組みについて
  - ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用促進について
- (4) 野生鳥獣に由来する感染症対策
  - ・野生鳥獣に由来する感染症対策としての、野生鳥獣の保護管理について、必要な考え方

※各種項目について、今年度環境省が示す基本指針に即して必要な変更を行う。

その他、各市町等の関係機関への照会や、審議会の意見を踏まえ検討を行う。

環境省スケジュール

- 令和 8 年 2 月 中央環境審議会自然環境部会へ諮問
- 令和 8 年 4 月 中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会（1 回目・基本指針たたき台の検討）
- 令和 8 年 5 月 中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会（2 回目・パブコメ案の検討・決定）
- 令和 8 年 6 月 パブリックコメント実施
- 令和 8 年 7 月 中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会（3 回目・答申案の検討・決定）
- 令和 8 年 8 月 中央環境審議会自然環境部会（報告、答申）
- 令和 8 年 9 月 基本指針の告示